

「東日本大震災復興計画への取り組みに対する意見」  
＜学校支援＞（11・12）について

11. 学校については、子どもや学校の現状や要望をふまえ、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置、さらに民間団体との協働や地域社会との積極的な連携を通して、学校支援体制を強化すること。

- 第1次補正予算において、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を派遣するために必要な経費「緊急スクールカウンセラー等派遣事業」（約30億円、全額国庫負担）を措置しており、5月から7月までで延べ718名のカウンセラー等を派遣した。引き続き、被災地の要望を踏まえ、切れ目のない派遣に向け取り組んで参りたい。
- 学校支援体制の構築には、民間団体を含めた地域社会との連携が重要であり、コミュニティ・スクール、学校支援地域本部、放課後子ども教室の推進などを通じて、学校と地域社会との連携体制の強化を図ってまいりたい。

12. 学校教育において、暴力に関する予防教育を含む人権教育、子どもの権利教育をカリキュラムにも盛り込み、推進すること。

- 文部科学省においては、従来から、憲法及び教育基本法の精神に則り、学校教育全体を通じて人権尊重の意識を高め、一人一人を大切にした教育の推進に努めている。
- 小・中・高等学校の学習指導要領において、総則に「人間尊重の精神」を「具体的な生活の中に生か」すことを掲げたり、小・中学校の社会や道徳、高等学校の公民などにおいて、基本的人権の尊重や権利及び義務、人権に関する国際法の意義と役割、差別や偏見のない社会の実現等について取り扱うこととしており、学校の教育活動全体を通じて人権に配慮した教育を推進することとしている。
- 今後とも、学校教育全体を通じて、人権尊重の精神を高める教育の一層の充実に努めてまいりたい。